

唐代における『漢書』顔師古本の普及について

——『史記索隱』『史記正義』を例にして——

池 田 昌 広

要 旨

班固『漢書』は成書以来、複数のテキストが行われてきた。初唐に顔師古による校注本があらわれ、これが普及するにつれ標準本となった。小論は唐代における師古本普及のさまを推測するため、盛唐に成った司馬貞『史記索隱』と張守節『史記正義』とが師古本を利用しているか否かを調査した。その結果、索隱では利用に否定的、正義では肯定的結論を得た。索隱がおもに依拠した『漢書』テキストは師古本以前の標準本たる東晋の蔡謨集解本であったらしい。正義では蔡謨本利用の痕跡は見つかっていない。

果たして、旧来の蔡謨本によった索隱と、あらたな師古本によった正義と、両者の『漢書』テキストの選択は対照的といえる。これの成因は索隱と正義との成立の時間差と思われる。正義は開元24年(736)の成立、索隱はそれより一世代分ほど早く成ったようだ。この間隔に師古本の普及が一定程度すすみ、正義の師古本利用を可能にしたと推量される。このことから師古本は成立後、急速に普及したのではなく漸次的に普及し、盛唐のころ蔡謨本から師古本へ『漢書』の標準本の交替がおこったと考えられる。

キーワード：『漢書』、顔師古本、蔡謨本、『史記索隱』、『史記正義』

はじめに

後漢の班固らが撰した『漢書』100篇は成書以来いくつかのテキストが作られたけれど、初唐に顔師古の校注本120巻が登場するにいたり、いつしかこれが標準本になった。師古本の成立は貞観15年(641)、ときの皇太子・李承乾の命により撰述された。該本は師古以前の『漢書』諸注を取捨選択し自説をもくわえ、かつ正文を校訂した周到なテキストである。師古は時人から「班孟堅の忠臣」（『新唐書』巻198、儒学伝）の名を奉ぜられたほど、かれの『漢書』研究は高い評価を得ていた¹⁾。その意味で該本が『漢書』の標準本の座を獲得するのは自然なことである。

わたしの関心は、くだんの標準本化がいつごろ実現したのかという点にある。標準本化はテキストの普及の問題と切りはなせない。あるテキストが標準本となるには該本が一定程度普及していることが必要である。師古注の評価がいかに高かろうが、師古本の普及がある程度すすんでいなければ、師古本が標準本であるとは見なしにくい。師古本以前、『漢書』の標準本は東晋の蔡謨集解本115巻であった²⁾。『漢書』の標準本は蔡謨本から師古本へ交替したと整理できるから、わたしの関心はこの交替の時期がいつであったかというに同義である。『漢書』

は北宋の淳化5年(994)にはじめて印刷された。このときテキストにえられたのが師古本で、おそくとも北宋初期にはくだんの交替が完了していたと考えられる。したがって、問題とすべきはそれ以前、唐五代とくに唐代における師古本の普及状況である。

唐代における師古本の普及問題について、先行研究は多くないものの、それでも早くは王重民、近年では洲脇武志が初唐におけるそれを論じている³⁾。それらによれば、師古本は成書後急速に普及したのではなく、いわば漸次的に普及したようである。書籍が非常に貴重であった当時のこと、穏当な理解と思われる。ただ、さらにすすんで該本の普及の如何を問うてみれば、われわれの知るところはあまりに少ない。普及の様相を直截に示す史料があるわけではなく、実相の解明はなお途上にあるといわねばならない。

小論は、唐代における師古本普及の事例研究の一環として、司馬貞『史記索隱』と張守節『史記正義』とにおける師古本利用の有無を調査しようとするものである。索隱と正義とは盛唐に成った、司馬遷『史記』の注釈書である。両者の間に交渉はなかったようで影響関係はみとめられない。『史記』と『漢書』とは、秦末から前漢半ばにかけて叙述の対象が共通し文章もしばしば酷似する。共通部分にほどこされた『漢書』の注釈は『史記』読解に応用できる。くわえて盛唐まで乏しかった『史記』研究にくらべ『漢書』研究に蓄積のあったことは、『史記』注家の『漢書』注利用を促進しただろう。果たして索隱と正義とは、『漢書』諸注なかんずく師古注を積極的に参照している⁴⁾。師古注は当時の『漢書』研究の到達点であったから当然だ。

しかし、やや先走っていえば、これら師古注が師古本からじかに引かれたかという点、索隱については否定的な調査結果が得られる。正義は師古本を座右におき書かれたようである。師古本の利用という点で両者はちがう。師古注の閲覧にはそれを具備した師古本につくのが最善であるはずで、司馬貞と張守節とは師古本の入手につとめたはずだ。にもかかわらず、一方は獲得に成功し一方はそうでなかった。詳細は後段にゆずるけれど、両者の蒐書の首尾不首尾は師古本の普及を考える一つの目安になる。

調査にさきだち、索隱と正義との巻第の指示法について一言しておく。両書はそもそも正文から施注すべき語句のみを抜き出し注解の文章をつづける、いわゆる標字列注本である。索隱には単索隱本30巻が現存するが、小論では無用の混乱をさけるため130巻における巻数に統一する。

1 『史記索隱』と師古注

(1) 張耳陳餘伝を例に

索隱から始めよう。まず本章の調査結果をあらかじめ述べておく。索隱は120条ちかい師古注を引いている⁵⁾。索隱が引く『漢書』注では他を圧して多い。しかしながら、意外なことに師古本参照を確言する徴証は見つけられず、かえってこれら師古注の引用が師古注所載の非師

古本からである痕跡がいくつも得られる。非師古本の特定はなかなか困難だけれど、確実なのはそれが師古本より格段にサイズの小さい簡便なテキストであることだ。くわえて注目すべきは、司馬貞が師古本以前に成った旧本を参照した徴証が得られることである。旧本の特定もむずかしいが有力なのは蔡謨本である。

索隱が師古注を引くばあい抄録であることが多い。任意に一例を挙げる。『史記』卷8、高祖本紀の正文「蕭何為主吏主進」への索隱 a と、『漢書』卷1上、高帝紀上の同一正文への師古注 a' とはこうだ。索隱との共通部分に傍線を引く。

a 顔師古曰、進者、会礼之財。字本作賁、声転為進。宣帝数負進、義与此同。

a' 師古曰、進者、会礼之財也。字本作賁、又作贐、音皆同耳。古字假借、故転而為進。賁又音才忍反。陳遵伝云、陳遂与宣帝博、数負進、帝後詔云可以償博進未。其進雖有別解、然而所賭者之財疑充会食、義又与此通。

索隱にとって欲しい注記のみ引けば用は足るわけで、抄録であることに何ら不審はない。ただし抄文の作成者が誰であったかは自明でない。師古の注文を適宜つづめたのが司馬貞ではなく、かれはすでに節略してある師古注文をそのまま引いただけだった可能性がある。

索隱が師古注を引くことは明白だが、単純に師古本から引いたとは考えにくい文献的狀況がある。『史記』『漢書』双方にそなわる張耳陳餘伝を例にこれを述べよう⁶⁾。索隱は『史記』卷89、張耳陳餘伝に師古注3条をつぎのとおり引いている。

b 小顔、音仕連反。

c 小顔曰、齧指以表至誠、為其約誓。

d 小顔云、尚、配也。易曰、得尚于中行。王弼亦以尚為配。

「小顔」は、師古の叔父の游秦を「大顔」というのに対する師古の称謂で、索隱はおおむねこの呼び方もちいる⁷⁾。この3条に対応する師古注は以下のとおり。みな『漢書』卷32、張耳陳餘伝に見える。ここも索隱との共通部分に傍線を引く。

b' 師古曰、音士連反。

c' 師古曰、自齧其指出血、以表至誠、而為誓約、不背漢也。

d' 師古曰、尚猶配也。易泰卦九二爻辞曰、得尚于中行。王弼亦以為配也。諸言尚公主者其義皆然……。

bcd が b'c'd' の抄録であることは明白だ。問題なのは、『史記』同伝の正文「有廝養卒謝其舍中

曰」に附された索隱 e との兼ね合いである。

e 謂其同舍中之人也。漢書作舍人。

司馬貞のよった『漢書』は「舍人」に作っていたらしい。しかし現行の『漢書』張耳陳餘伝は「有廝養卒謝其舍」に作り索隱のいう「人」字を缺く。該文への師古本注 e' を引く。

e' 蘇林曰，廝，取薪者也。養，養人者也。舍謂所舍宿主人也。晋灼曰，以辞相告曰謝。師古曰，謝其舍，謂告其舍中人也。故下言舍中人皆笑。今流俗書本於此舍下輒加入字，非也。廝音斯。

傍線部の師古の校記より、師古が校勘して「人」字を削除した事実が判明する。師古が「流俗書本」と呼ぶのは江南系の旧本で、司馬貞がこれを参照したことはほぼ確実といえる⁸⁾。

この文献的状况は二つの重要事をおしえる。一つは司馬貞が少なくとも二本の『漢書』テキスト、一本は師古注収載本、もう一本は江南系の旧本を手にしたこと。師古注を引載しかつ師古が不可を言及する用字に作った『漢書』テキストはほとんどありえない。この江南系テキストについては後述する。二つはくだんの師古注収載本が師古本ではないこと。最新の師古本を見ながらわざわざ旧本の正文を採用する必然はない。師古本を見ていれば、その校訂正文を優先して索隱は「漢書作舍」と書いただろう。あえて師古の校訂をしりぞける理由は見あたらない。この師古注収載本は、師古本成立から索隱成立までの数十年間に成った『漢書』注釈書にちがいがなく、その候補には二本、一本は顧胤『漢書古今集義』20巻、もう一本は敬播の編んだ師古本の節略本40巻が挙げられる⁹⁾。

顧胤は『旧唐書』巻73、『新唐書』巻102に伝があり、前者には「胤又撰漢書古今集二十卷，行於代」とある。かれは、永徽年間(650～655)よりもっぱら史官として活動し、『太宗実録』や国史の編纂に参画、龍朔3年(663)に司文郎中に就きそして死亡している。まずは師古以降かつ司馬貞以前におもに活躍した人物に定めてよかろう。「集義」の書名から顧胤本が複数の『漢書』注を蒐集していたことは確実で、また史官の役職が顧胤の師古本への接近を容易にしたろうことも推定できる。顧胤にとって師古本注は『漢書』の最新研究であったから、自著に優先的に採録した可能性はたかい。

顧胤注は索隱では4条の引載が確認でき顧胤本参照はほぼ確実といってよい¹⁰⁾。ただその利用がわずかに4条に止まるというのは不審である。これは顧胤の自説の引用が4条と考えるべきだ。顧胤本からの引用はさらに増えるはずで、このうちに師古注があった蓋然性はみとめられる。また顧胤本はその巻数から考えて『漢書』の正文を完備していなかったはずで、さきの「有廝養卒」云々の文章も不載であった可能性がある。そうであれば、司馬貞は顧胤本によるかぎ

り師古の校訂正文を見られず、旧本の正文を注記しても不思議ではない。

敬播は『旧唐書』巻189上、『新唐書』巻198に伝がそなわり、前者に「玄齡以顔師古所注漢書，文繁難省，令播撮其機要，撰成四十卷，伝於代」と、後者に「玄齡患顔師古注漢書文繁，令掇其要為四十篇」とある。敬播本が房玄齡の命によって制作された師古本の節略本であったと知られる。成書は貞觀中と思しい。

索隱に敬播の名は見えない。しかし敬播本は初唐に一定の通行があったようで、たとえば『文選』李善注は師古本を参照せず師古注の引用はもっぱら敬播本に依拠したと推定されているから¹¹⁾、司馬貞当時なお流通していた可能性は小さくない。40巻という規模は師古本の三分の一である。敬播が正文を節略したことは明らかで、上引の「有廝養卒」云々が節略部分に含まれていたとすれば、索隱は師古の校訂正文を得ることはできないし、師古の校記も知りえない。

bcdの典故が顧胤本か敬播本かはともかく、索隱が師古本の張耳陳餘伝を利用していない徴証の得られたことは収穫であった。顧胤本・敬播本の実態は未詳ながら、その規模から推測するに師古注を採録するにあたって適宜節略した可能性がたかい。これはc'd'からcdへの節略者は顧胤ないし敬播であって、司馬貞はそれを引いただけというにほぼ同義である。さきにaを例示したように、索隱所引の師古注が多く抄録であることも、抄文の作成者が司馬貞ではない反映かもしれない。

顧胤本か敬播本かの択一は困難だが、前者のほうがよりふさわしく思われる。張耳陳餘伝の2例をもってこれを説こう。一つは、『史記』の「以尚魯元公主故」への索隱fと、『漢書』の「尚魯元公主如故」への師古本注fとである（一部はdとd'として既出）。

f 韋昭曰、尚、奉也。不敢言取。崔浩云、奉事公主。小顔云、尚、配也。易曰、得尚于中行。王弼亦以尚為配。恐非其義也。

f 師古曰、尚猶配也。易泰卦九二爻辭曰、得尚于中行。王弼亦以為配也。諸言尚公主者其義皆然。諸言尚公主者其義皆然。而說者乃云尚公主……。

fがfにない韋昭注と崔浩注とを引いている。張耳陳餘伝中の索隱には師古本から引き得ない注が少なくない。fの両注はその例だが、司馬貞は何から引いたのか。

崔浩注の出处を考えよう。該注は北魏の崔浩『漢紀音義』3巻のことで、索隱は比較的よく引く。北魏の注釈書が江南のテキストに収載されることはありえない。王鳴盛『十七史商榷』巻7「漢書叙例」によれば、崔浩注は師古本ではじめて『漢書』の注解に採られたという。確かに師古本に崔浩の名はあるがわずか4例にすぎない¹²⁾。fの崔浩注は師古本に不採だから敬播本にも不採だったはずだ。直後の「小顔」云々の出处が敬播本あるいは顧胤本であることと、崔浩注の出处として敬播本および江南系旧本が不適であることを無理なく説明するには、両方

とも顧胤本からの転引と解すればことは容易である。

張耳陳餘伝からもう一つ、『史記』の「張耳雅游，人多為之言」への索隱 g と、『漢書』の「耳雅游，多為人所稱」への師古本注 g' とである。

g 鄭氏云，雅，故也。韋昭云，雅，素也。然素亦故也。故游，言慣游從，故多為人所稱譽。

g' 師古曰，雅，故也。言其久故倦遊，交結英傑，是以多為人所稱譽也。

注目すべきは g の「鄭氏」の称谓である。鄭氏について，師古「叙例」がかくいう。

鄭氏，晋灼音義序云不知其名，而臣瓚集解輒云鄭德。既無所拠，今依晋灼但稱鄭氏耳。

「臣瓚集解」とは西晋の臣瓚『漢書集解音義』24巻をいう。臣瓚本は南朝に継受され，これを全面的に取り入れた初の夾注本たる蔡謨本を生んだ¹³⁾。「晋灼音義」とは西晋の晋灼『漢書集解』14巻のことで，こちらは西晋末の混乱のため江南には伝わらず華北でのみ行われた¹⁴⁾。g が「鄭德」ではなく「鄭氏」と呼ぶさまは，その出処が江南系でないことを告げる¹⁵⁾。また師古本がおそらく晋灼本から大量に鄭氏注を引きながら g' に師古注しか見えないさまは，師古本を節略した敬播本にも当該鄭氏注が引載されていなかったことを告げる。これが顧胤本からの転引であれば説明はしやすい。

しかし，これだけでは顧胤本に断定するわけにいかない。崔浩注が崔浩本から直接引用された可能性は排除できないし，「鄭氏」注も隋の蕭該『漢書音義』12巻，包愷『漢書音』12巻であれば収載していた可能性があり，これらから引いたのかもしれない。蕭該注と包愷注と索隱での引用が確認できる。顧胤本説は状況的に有利ということとどまる。

(2) 他巻を例に

これまで史漢の張耳陳餘伝に限って行論し師古本不参照の結論をえた。他巻に目を拡げてみても，わたしの限られた調査範囲にもかかわらず，該本の不参照の反映と思しき事例がいくつか見つかる。たとえば，索隱に引かれた「漢書音義」に着目してみよう。

索隱に「漢書音義」の称谓で引かれた『漢書』注は都合5例ある¹⁶⁾。これらは引用源で注者の姓名が不明だった注釈で，裴駟集解の序が「又都無姓名者，但云漢書音義」といい、『文選』李善注が「引漢書注云音義者，皆失其姓名，故云音義而已」（巻1，班固「西都賦」）というのと同様である。師古本には「漢書音義」の引用例は一つもない。

その一例を見よう。下記は『史記』巻110，匈奴伝の「破得休屠王祭天金人」，『漢書』巻94上，匈奴伝上の「得休屠王祭天金人」への索隱 h，師古本注 h' および劉宋の裴駟『史記集解』h'

である。

h 韋昭云……崔浩云……又漢書音義稱，金人祭天，本在雲陽甘泉山下，秦奪其地，徙之於休屠王右地，故休屠有祭天金人，象祭天人也。事恐不然。案，得休屠金人，後置之於甘泉也。

h' 孟康曰，匈奴祭天處，本在雲陽甘泉山下，秦擊奪其地，後徙之休屠王右地，故休屠有祭天金人象也。師古曰，作金人以為天神之主而祭之，即今佛像是其遺法。

h" 漢書音義曰，匈奴祭天處，本在雲陽甘泉山下，秦奪其地，後徙之休屠王右地，故休屠有祭天金人，象祭天人也。

ここで二点，hh"の「漢書音義」注とh'の孟康注とが同一内容であること，hh"が「漢書音義」と引くのに対しh'が注者の姓名を復元していることを確認したい¹⁷⁾。

さらにもう一例。『史記』巻18，高祖功臣侯者年表と、『漢書』巻16，高惠高后文功臣表との平陽懿侯曹參の条に，索隱i，師古本注i'，裴駟集解i"はこう注する。

i 漢書音義曰，曹參位第二而表在首，蕭何位第一而表在十三者，以封先後故也。又案……。

i' 孟康曰，曹參位第二而表在首，蕭何位第一而表在十三，表以封前後故也。

i" 漢書音義曰，曹參位第二而表在首，以前後故。

hh"とh'とおなじ仕組みのii"とi'との対応関係が成立する。索隱が師古本の匈奴伝上と高惠高后文功臣表とを参照していれば，「孟康」と注者を明記したはずである。hiが「漢書音義」の稱謂であるのは，索隱が師古本のこの両巻を参照しなかった一証である。

ほかにも『史記』巻117，司馬相如伝の索隱に「案，漢書注此卷多不題注者姓名」とある。師古本の司馬相如伝には姓氏未詳の注はなく，司馬貞のよった『漢書』司馬相如伝が師古本でないと判明する。また『史記』同伝の正文「芷若射干」について，索隱は「広雅云，烏蓬，射干。本草名烏扇」とのみ注する。じつは師古本の同伝同条に「射干」の文字はなく，師古の校記「今流俗書本芷若下有射干字，妄增之也」から，「射干」を有するのは江南系の旧本と知られる。直後の正文「諸蔗獐且」については，索隱は「漢書作巴且」と依拠した『漢書』との異同に言及している。にもかかわらず「射干」の有無にふれないのは，司馬貞がよった『漢書』同伝が師古本ではなく江南系旧本と考えれば説明しやすい。索隱は『史記』同伝のとくに賦を注するに師古注をししばしば引用しているが，師古本同伝の不参照はほぼ確実だから，司馬貞は顧胤本あるいは敬播本の司馬相如伝収載巻から師古注を引いたと結論される。

以上，司馬貞が師古本を参照していなかった徴証をいくらか挙げてきた。ひるがえって師古

本利用の徴証をわたしは一例も見出してない。

(3) 『史記索隱』と蔡謨本

さきに司馬相如伝と張耳陳餘伝とを取りあげ司馬貞が江南系の旧本を利用した徴証をえたけれど、この旧本は蔡謨本である可能性がたかい。まず正文の閲読という観点から比定をこころみる。『漢書』注を利用するばあい、標字列注本により注文とかぎられた正文とを閲読するだけでは不十分で、無注本か夾注本かにより首尾ととのった正文を読まねばならない。『隋書』経籍志、『旧唐書』経籍志、『新唐書』藝文志を閲するに、司馬貞が入手しえた正文完備の『漢書』テキストは2ないし3種しかなかった。2種とは蔡謨本と師古本と、3種とすればさらに唐高宗の銓定本がくわわる。銓定本とは新唐志に見える「御銓定漢書八十七卷高宗与郝旭俊等撰」で、微妙な巻数だがいちおう夾注本であった可能性はのこる。しかし銓定本は師古本以降の成書にちがいがなく、その正文は師古本にひとしいはずだから、流俗書本のごとく「舍人」「射干」に作ってはいまい。銓定本は目当てのテキストではありえず考察から排除される。また師古本はこれまでの考察から司馬貞は参照していないごとくであるから、のこるのは蔡謨本一本しかない¹⁸⁾。

蔡謨本は、ながらく『漢書』の標準本であったから相対的に入手はやすかったろう。師古が「流俗書本」などと蔑視する江南系テキストは蔡謨本である蓋然性がたかく¹⁹⁾、旧本が江南系であることとも合致する。また索隱後序の『漢書』の成立と注家とについて述べるくだりにこうある。

其班氏之書成於後漢……其訓詁蓋亦多門，蔡謨集解之時已有二十四家之說。

ここに師古をふくめ蔡謨以降の『漢書』注家の名のないのは不審だが、蔡謨本を『漢書』注本の一つの到達点に擬しているように読める。これは司馬貞が参照した『漢書』の主要テキストが蔡謨本であったからではないか。

索隱はわずか1条だが蔡謨注を引く。『史記』卷129、貨殖列伝の「乃用范蠡・計然」の「計然」が人名か書名かの議論で、索隱は「蔡謨云、蠡所著書名計然」といい蔡謨の書名説に言及する。師古「叙例」が「謨亦有兩三処錯意」というから、蔡謨本に蔡謨自身の説は若干量であったと推量され、いきおい索隱での蔡謨注の引用は極少になりやすい。しかし取りもなおさず1条はある。この蔡謨注のより全き姿は『漢書』卷91、貨殖伝に見え、索隱のそれは取意と判ぜられる。敬播本に当該蔡謨注が存し司馬貞はこれから転引したかもしれないから、いま蔡謨本からの直引と断定するわけにはいかない。ただ司馬貞の師古本不参照、蔡謨本参照をみとめれば直引はおおいにありうる。hiの「漢書音義」の出処も蔡謨本である蓋然性がたかい。裴駰集解からの転引でないことは、iがi'より情報量が多く転引の不能部分が生じることより確

認できる²⁰⁾。

2 『史記正義』と師古注

(1) 師古本の不参照

ついで正義である。本章の調査結果をあらかじめ述べておく。正義が「顔師古」ないし「師古」と挙名してその説を引くもの、およそ85条²¹⁾。正義の師古注参照は確定である。その引用回数はほかの『漢書』注家を圧倒して多い。肝腎の師古本参照の有無だが、特定巻の分析から師古本不参照の徴証若干を検出すると同時に、むしろ師古本を利用していたと考えた方が合理的理解を得られる事例も見出せる。これは正義の参照した師古本が不全本だった反映と思われる。もう一つ注目したいのは、江南系テキストを利用した積極的徴証を見出せなかったことである。この点は索隠とはいちじるしく異なる。

『旧唐書』経籍志と『新唐書』藝文志とに見える、師古注をのぞく唐代成書と推される『漢書』注釈の、正義における引用の有無を調査してみる。結果はわずかに顧胤注の引載2例を確認するのみ。該注は『史記』巻12、孝武本紀と巻110、匈奴伝とに引かれる。これら顧胤注は顧胤本から直に引かれたと考えるほかに、顧胤本の利用はほぼ確定したと言ってよからう。しかし顧胤本からたった2条しか引かなかったとは思えない。

顧胤本の「古今集義」の名義から該本に顧胤以前の諸注が蒐集されていたことはほぼ確実で、索隠と同様に正義が顧胤注以外の諸注をも該本から引用した蓋然性はたかい。その徴証と思しき事例が、正義がおもに孝武本紀を施注するに利用した『漢書』郊祀志をめぐって浮上する。まずはこの辺りから、考察の筆を進めようと思う。正義の顧胤本の利用ぶりを問うことは、じつは正義所引師古注が何から引かれたかを明かすうえで有用な方途になるはずだからである。

正義が引用した師古注85条を精査するに、郊祀志上から8例、同下から4例を引く。郊祀志は蔡謨本編纂時に上下に分巻され師古もこれを踏襲した。また武帝紀から2例あることを確認した。郊祀志注の配分先は孝武本紀に7例、封禪書に4例、五帝本紀に1例である。武帝紀注は孝武本紀と周本紀とに各1例を引く。孝武本紀と封禪書とで大半を占める。いまの孝武本紀は司馬遷のオリジナルではなく、両晋の間に補綴されたものである²²⁾。孝武本紀と郊祀志とは、ともに封禪書を主材料に書かれたので同文が少なくない。孝武本紀・封禪書に施注するにあたって、郊祀志（また武帝紀）への諸注は非常に有用であり、この引用状況は必然である。

孝武本紀「上還、以柏梁裁故、朝受計甘泉」に正義は施注して顧胤注を引いている。この事実から張守節の手にした顧胤本が、少なくとも郊祀志下の巻を含んでいたと推定できる。まずくだんの正義jを挙げておこう。

j 顧胤云、柏梁被燒、故受記故之物於甘泉也。顔師古曰、受郡国計簿也。

孝武本紀の上掲正文は、郊祀志下「上還，以柏梁災故，受計甘泉」にほぼ同文で、jに引かれた師古注は当然そこからと早とちりしそうだが、師古本はそこを無言で通り過ぎ施注しない。じつはjの師古注は武帝紀「春還，受計于甘泉」への師古本注j'の節略である。

j' 師古曰，受郡国所上計簿也。若今之諸州計帳。

jの顧胤注はそもそも郊祀志下と武帝紀と、いずれかに附されたと推されるが、現状では前者に擬定するのが妥当である。顧胤注がわざわざ「柏梁被燒，故受……」というのは、郊祀志「以柏梁災故」を注解するからであり、武帝紀上掲文の注にはふさわしくない。くだんの顧胤注が郊祀志下に附された注記だったろうことには、高い蓋然性がみとめられる。これは張氏が顧胤本の郊祀志下収録巻を入手していたことに同義である。ただ蓋然性がたかいたとは言っても、当該顧胤注が武帝紀の注文であった可能性を消去できたわけではない。ここでわたしは、私見の補強に資するだろう史料を二つ加えたい。

一つ目の史料は、同じく孝武本紀「黃帝時封則天旱，乾封三年」をめぐって。これに正義kと裴駟集解k'とが施注している。『漢書』では郊祀志下に全同する正文がある。これへの師古本注k'ともども引挙する。

k 乾音干。蘇林云，天旱欲使封土乾燥也。顏師古云，三歲不雨，暴所封之土令乾。鄭氏云，但祭不立尸為乾封。

k' 師古曰，三歲不雨，暴所封之土令乾也。

k" 蘇林曰，天旱欲使封土乾燥。如淳曰，但祭不立尸為乾封。

蘇林以下みな『漢書』注家であり、これらはそもそも郊祀志該条の注記だったろう。

まず重要なのはkの鄭氏注の出处である。傍線部を比較されたい。鄭氏注がk'では如淳注になっている。これは引用元の相違に起因していると推される。裴駟集解が依拠した『漢書』テキストは江南系で、それらは臣瓚を襲ってそもそも「鄭德」に作ったはずだから目当ての出处ではない。k 鄭氏注の引用元は晋灼本に後続する注釈書であったはずだ。またk'には師古注しかないのだから師古本の可能性もなく、そのため敬播本でもありえない。kの鄭氏・蘇林両注はそもそも師古本に引載されていない。ついで注意したいのはkの師古注の位置である。該注はk'を引いたものだが、蘇林注と鄭氏注と、師古本から引用不可能の二注に夾まれている。蘇林・師古・鄭氏の三注が『漢書』の同一条の注記にちがいないことを想起したい。三注がそれぞれ別本から引かれたとすればこの順次はあり得るが、さてどうだろうか。そこで鄭氏注の出处を顧胤本に措定してみると説明が容易になることに気づく。顧胤本は師古本以降の成書だから、師古注も鄭氏注も収載可能である。師古注の位置がこうであるのも、顧胤本の敷き写し

と考えれば説明がしやすい。

二つ目の史料は、五帝本紀に見える一地名をめぐって。ここに「登丸山」か「登凡山」かテキストに混乱がある。「丸」と「凡」とは、書きぶりによってはよく似る。正義Iはこういう。

I 丸音桓。括地志云、丸山即丹山，在青州臨朐県界朱虚故県西北二十里，丹水出焉。丸音統。守節案，地志唯有凡山，蓋凡山丸山是一山耳。諸処字誤，或丸或凡也。漢書郊祀志云，禪丸山，顔師古云，在朱虚，亦与括地志相合，明丸山是也。

傍線部分に注目したい。正義は郊祀志の字面は「禪丸山」と説き、つづけて師古注を引く。しかし、現行の郊祀志下は「禪凡山」作る。正義はわざわざ郊祀志と『括地志』との一致に言及して「丸山」説を主張するのだから²³⁾、張守節の手にした郊祀志下が「禪丸山」に作っていたことは確実である。

正義が引いた師古注は郊祀志下「禪凡山」にふされた左記の師古本注I'の節略である。

I' 師古曰、凡山在朱虚県，見地理志也。

師古も挙げる『漢書』卷28上、地理志上の「琅邪郡」の条もいま「凡山」に作る。郊祀志該条は『史記』封禪書の文章をそっくり転記したものだけれど、封禪書では「禪凡山」に作り、さらに封禪書を主材料に補撰された孝武本紀も同様である。つまるところ、郊祀志の字面としては「禪凡山」が正しく、正義が挙示する郊祀志テキストの用字は誤写（あるいは転写の粗雑）の結果と考えるのが妥当である。

「禪丸山」の正文をもつ郊祀志とはどのテキストか。師古本とは考えにくい。師古本では正文と注文とに「凡」字が出現する。「禪丸山」に作る師古本があったとすれば、それは正文と注文と二箇所を同時に誤写していることになる。何びとも誤写なきを保しがたいとは言え、二箇所同時の誤写はそうあることではない。一方だけ誤写したとしたら、いっそう不審である。仮に正文を「禪丸山」に誤写した師古本によったとすれば、張氏は注の「凡山」の文字を無視して「在朱虚」のみを抜き出したことになる。あり得ない選択だ。さらに師古本注は『漢書』地理志の参照を請うているにもかかわらず、正義は地理志の用字を無視したことになる²⁴⁾。これもあり得ない選択だ。張氏の見た郊祀志下テキストは、師古本以外の師古注収載本と考えられる。

ここでも該本を顧胤本に措定すれば理解しやすい。留意すべきなのは、正義所引師古注が節略文ということだ。顧胤本は標字列注本なので注文の節略は通例どおり行われたろう。I'を収載するにあたり「在朱虚」だけ抄録した可能性はたかい。結果として「凡山」は正文にあるだけで、これを「丸山」に誤写してしまったら、『漢書』の正文は「丸山」に解して疑わない仕

儀となる。

以上はすべて現行本で言えば郊祀志の下巻の師古注を正義が引いた例である。jkl 3条の出処たる郊祀志テキストとして、その条件を同時に満足させるのはただ顧胤本しかない。他本はこの3条のいずれかで適性を欠き、張守節利用本として候補の資格がない。消去法によって張氏の顧胤本郊祀志下記載巻の利用がみちびけた。重要なのは、正義が顧胤本から師古注を引用した徴証を得られたことである。kとlと正義が顧胤本から師古注を引いたとすれば、少なくとも郊祀志下からのすべての師古注は師古本からではないだろう。師古本の郊祀志下巻を入手していれば、kとlとも師古本から引用したはずである。

郊祀志上からの師古注はどうか。張守節は師古本の郊祀志の下巻を得られなかったとしても、上巻のみは運よく入手できたかもしれない。遺憾ながら十全な判断の手がかりをわたしは持っていない。ただ、こうは言える。顧胤本は巻数から推して標字列注本だろうから、顧胤本1巻あたりには師古本では数巻に施された諸注が蒐集されていたはずである。たとえば20巻を平均すれば1巻あたり師古本6巻分をカバーしていた計算になる。その伝でいけば、張氏が所蔵した顧胤本1巻は郊祀志下のみならず上（およびその周辺巻）も収載の対象にしていた可能性がたかい。つまり張氏は顧胤本該巻から郊祀志上の師古注（顧胤蒐集分に限られるが）を引用できたと考えられる。むろん、だからといって張氏が師古本の郊祀志上を入手しなかったとは言えない。郊祀志上の師古注は師古本から引かれた可能性はなおのこる。

(2) 師古本の参照

郊祀志上はともかく、正義が師古本を参照していたと考えた方が理解しやすい文献的状况もある。たとえば晋灼注の引用状況である。正義は都合15条の晋灼注を引く。このうち14条は師古本の所引の範囲をこえない。つまり師古本さえあれば正義の引く晋灼注14条はすべてまかなえるのである。くだんの14条が師古本から引かれた注記と理解すれば、この状況は説明しやすい。師古本注の引く範囲におさまる例を二つ挙げる。

一つめ、『史記』巻99、叔孫通伝の正義佚文m(1179)と、その典拠に擬される『漢書』巻43、叔孫通伝の師古本注m'とを引こう²⁵⁾。正文は省略する。

m服虔云、持廟中衣、月旦以游於衆廟、已而復之也。応劭云、月旦出高帝衣冠、備法駕、名曰游衣冠。如淳云、高祖之衣冠、藏在宮中之寢、三月出游、其道正值今之所作複道下、故言乘宗廟道上行也。晋灼云、黄閼高廟在長安城門街東、寢在桂宮北。服言衣藏於廟中、如言宮中、(ここ脱文)衣冠、游於高廟、每月一為之、漢制則然。後之学者不曉其意、謂以月出之時夜游衣冠、失之遠矣。

m'服虔曰、持高廟中衣、月旦以游於衆廟、已而復之。応劭曰、月旦出高帝衣冠、備法駕、名曰游衣冠。如淳曰、高祖之衣冠、藏在宮中之寢、三月出游、其道正值今之所作復道

下，故言乘宗廟道上行也。晋灼云，黄凶高廟在長安城門街東，寢在桂宮北。服言衣藏於廟中，如言宮中，皆非也。師古曰，諸家之說皆未允也。謂從高帝陵寢出衣冠，游於高廟，每月一為之，漢制則然。而後之學者不曉其意，謂以月出之時而夜游衣冠，失之遠也。

m の誤脱部分を m' の波線部分でおぎない比較すれば，m と m' とは首尾ほぼ全同である。服虔→応劭→如淳→晋灼→師古の五家の注が順序も内容もひとしい。節略本たる敬播本やわずか 20 卷の顧胤本からは，これほどの長文が引載されていた可能性はひくく，m は師古本から直に引用されたと考えたほうが合理的だ。

二つめ，『史記』卷 100，季布伝の正義佚文 n (1185) と，その典拠に擬される『漢書』卷 37，季布伝の師古本注 n' とを引く。

n 褐衣，麤布也。劉熙注孟子云，織毛為之，如今馬衣也。広柳車，鄭氏曰，作大柳衣車，若周礼喪車也。晋灼曰，周礼娶柳，柳，衆也，衆飾之所衆也，此為載以喪車，欲人不知也。鄧展曰，皆棺飾也。顔師古曰同也。

n' 服虔曰，東郡謂広轍車為広柳車。鄭氏曰，作大柳衣車，若周礼喪車也。李奇曰，広柳，大隆穹也。晋灼曰，周礼説衣娶柳，柳，衆也，衆飾之所衆也，此為載以喪車，欲人不知也。師古曰，晋鄭二説是也，隆穹，所謂車傘者耳，非此之謂也，傘音扶晚反。

n の「広柳車～」は正文「置広柳車中」への，n' も同文への注記である。n が，n' から傍線部の鄭氏注と晋灼注とのみを抜き出しているのは，師古注「晋鄭二説是也」への支持の表明であり，「顔師古曰同也」の省筆も趣旨は同じ。n のうち鄧展注（傍線部）のみ n' から引けない。これは『史記』同条への裴駟集解 n'' からの転引と推される。

n'' 服虔曰……鄧展曰，皆棺飾也，載以喪車，欲人不知也。李奇曰……瓚曰……。

正義が裴駟集解を参照していることは，正義中また正義序文に挙名があつて確実である²⁶⁾。

晋灼注の唯一の例外は『史記』卷 5，秦本紀「尊唐八子為唐太后」への正義 o である。『漢書』からは卷 97 上，外戚伝上「凡十四等云」への師古本注 o' を引く。

o 孝文王之母也。先死，故尊之。晋灼云，除皇后，自昭儀以下，秩至百石，凡十四等。漢書外戚伝云，八子視千石，比中更。

o' 師古曰，除皇后，自昭儀以下，至秩百石，十四等。

傍線部分、oの晋灼注に同文は師古本ではo'しかないが、o'では「師古曰」となっている。師古本からくだんの晋灼注を引くことはかなわない。私見では、o'「師古曰」は「晋灼曰」の誤りの可能性がある。師古本外戚伝の注はほとんど師古注であり、o'の前後も師古注が連続しており誤記を犯しやすい。師古は晋灼本を『漢書』の旧姿を保存するとして尊重するわけだから、師古が晋灼注を自説として書き留めることはないと思われる。oは晋灼注につづいて『漢書』外戚伝上から正文を引用する。該文はo'の施注対象たる「凡十四等云」の数行あとにあり、張守節が卷子を拡げた同じ視界に見えたはずである。張氏が外戚伝上によったことは確実で、この晋灼注もそこにあったのではなかろうか。

正義の臣瓚注の引用状況も師古本利用を支持する。正義は「瓚」で3条、「臣瓚」で6条、都合9条の臣瓚注引くけれど、1条を例外にすべて師古本注の引く範囲におさまる²⁷⁾。例外の存在もこの見方に矛盾しない。

くだんの例外は孝武本紀にある。その正文「有司与太史公，祠官寛舒等議」は、『漢書』では郊祀志上「有司与太史令談，祠官寛舒議」に対応する。前者への正義佚文(172)pと後者への師古本注p'とを引く。

p 按，二家之説皆非也。如淳曰，漢儀注太史公，武帝置，位在丞相上。天下計書，先上太史公，副上丞相，序事如古春秋。瓚曰，百官表無書太史公，茂陵中書司馬談以太史丞為太史公。自叙伝云……又云……又云……又云……²⁸⁾。

p' 師古曰，談即司馬談也。

pの傍線部分が臣瓚注だろう。この臣瓚注はp'のみならず師古本全書にわたって不載である。pの如淳注のみは『漢書』巻62，司馬遷伝に引かれるが、そこにも臣瓚注はなく、やはり師古本からこの臣瓚注は引けない。これは裴駟集解からの引用と思われる。『史記』巻130，太史公自序の「談為太史公」に裴駟集解p"がこういう。

p"如淳曰，漢儀注太史公，武帝置，位在丞相上。天下計書，先上太史公，副上丞相，序事如古春秋。遷死後，宣帝以其官為令，行太史公文書而已。瓚曰，百官表無太史公，茂陵中書司馬談以太史丞為太史令^マ。

傍線部分の一致のみならず、臣瓚の「臣」字がなく、また同一の如淳注に連続して引かれているさまから、pはp"をそのまま敷き写したと判ぜられる。

果たして正義の引く晋灼・臣瓚両注は、およそ師古本注ないし裴駟集解から引用されたかと結論できる。くだんの晋灼注15条の出処を現行『漢書』の巻数で示せば1上，25上，26，37(n)，43(m)，46，48，52，54，92の10巻に、晋灼注8条では1上，6，7，28上，28下，48，49

の7巻になる。巻1上と巻48との重複をはぶいた都合15巻を少なくとも、張守節は手にしていたと考えられる。師古本120巻のうち張氏の蔵したのが15巻にとどまるとは常識的に思われぬ。正義所引の師古注が85条の多きにのぼるからだ。正義の師古本利用はさらに拡がる公算がたかい。また、晋灼・臣瓚両注が師古本注の範囲を出ないことは、正義が蔡謨本および臣瓚本など江南系テキストを参照しなかった反映の可能性がある。わたしの限られた範囲の調査ではあるが、正義が江南系テキストを利用したことを積極的にしめす徴証は見出せなかった。

おわりに

小論の帰結をまとめておく。索隱と正義とにおける師古本の参照について、前者では否定的、後者では肯定的結論をえた。また旧来の蔡謨本の利用について、前者では肯定的、後者では否定的結論²⁹⁾をえた。司馬貞と張守節と、師古の『漢書』研究をおおいに利用する点は共通していながら、依拠テキストという点では好対照といってい。旧来の蔡謨本による索隱と、あらたな師古本による正義という対比である。

索隱と正義と『漢書』テキストへのアプローチが、かく対照的であるのはなぜか。わたしは、両書の成立の時間差を想起したい。司馬貞と張守節と二人とも新旧唐書に伝がないものの、正義はその序文の紀年から開元24年(736)の成立と判明する。同序には「守節渉学三十餘年」とあり張氏晩年の成書と考えられる。索隱の成立年次は未詳である。ただ司馬貞が中宗・睿宗朝に活動した記録があり、開元7年以降に弘文館学士に除せられたので、司馬氏は張守節より一世代うへの人物に認められる³⁰⁾。まずは索隱は正義にいくばくか先行して完成したと推してよいだろう。一世代をどの程度に見積もるか微妙だが、20年ほどと仮定し成立年次にそのままあてはめると、いちおう開元初年ごろの成立がみちびける。この数字は推測の産物にすぎないけれど開元24年が、30年以上『史記』研究についた張氏の晩年であれば、司馬氏との世代差は成書時期に反映されやすいだろう。「索隱後序」に「貞少従張学、晩更研尋」とあり、索隱も司馬氏の晩年にちかい作と推されるなら、一世代の差は成立の間隔にちかくなる。

成書の時間差は書籍の入手可能性を制約するはずである。師古本と蔡謨本と新旧の標準本が索隱と正義とで入れ替わるのは、師古本の普及ぶりを反映している可能性がある。師古本の流通は限定的で旧来の蔡謨本がなお一般的だった索隱成立当時から、師古本の入手が比較的容易になるほど普及しはじめた正義成立当時に、状況が変化すると整理できる。師古本は成立後急速に普及したわけではなさそう。わたしは張守節の参照した師古本を不全本に理解した。これはこのころの蔵書としてはめずらしくない。師古本の120巻のサイズは当時としては大部で、そのような書を全巻そろえて所蔵するのは難事であった³¹⁾。師古本のサイズのおおきさは流布の制約材料になったはずだ。蔡謨本も大部であることに変わりはないが、開元ごろ師古本にくらべれば入手は格段に容易であったと推される。蔡謨本はその成書からすでに約300年

を経過し、そのぶん転写の機会は豊富にもたれたと考えられるからだ。転写の繰りかえしは書籍の流通そのものである。師古本が皇太子の命による撰述であったことにも留意したい。李賢の『後漢書』注（676年成）は師古本参照の早い例だが³²⁾、ほぼ同時期に成った『文選』李善注は施注にあたり師古本を利用せず蔡謨本に依拠したらしい。この差は李賢の皇太子という立場が師古本の参照に有利にはたらいたあらわれだろう。準勅命ともいべき成書の動機は市井での流布を抑制した可能性がある。

以上が小論の結論であるが、わたしの調査が網羅的でないことを断っておかねばならない。たとえば素隱の師古本利用について一切の不参照を断ずるにはなお躊躇をおぼえる。司馬貞は開元を代表する碩学であって、かれが師古本を入手できなかったとはにわかには信じがたい。秘閣などの蔵書を閲覧する便もあったろうに。師古注のみの書き抜きでも所持していたか。司馬貞「補史記序」に師古注への対抗心をにおわせるつぎの一節がある。

然全朝顔師古止注漢史，今並謂之顔氏漢書。貞雖位不逮顔公，既補史旧兼下新意，亦何讓焉。

師古注への注視は120条ちかい引用に呼応する。わたしがえた不参照の徴証がたまたま司馬貞の蔵書では缺巻であった可能性は消去できないうえ、師古本以前の諸本がほろんだ現状からは師古本参照の徴証はおもてに出にくいのにたいし、不参照の徴証は発露しやすいということも考慮しておかねばならない。後者は現行『漢書』との不一致を指摘すればこと足りるけれど、一致を指摘するだけでは前者の証左にならないからだ。

私見はなお仮説にとどまる。ただ小論が見出した文献的状況は、私見にしたがえば説明しやすいとはいえるだろう。不確かなことはまだ多いのだけれど、蔡謨本から師古本へ『漢書』の標準本の交替が盛唐におこった蓋然性は一定程度みとめてよいと考える。

注

- 1) 吉川忠夫「顔師古の『漢書』注」（『六朝精神史研究』同朋舎出版，1984年。初出1979年）346頁参看。念のためいそえるが、吉川が急速な普及を主張するのは師古注であって、師古本とはっていない点に注意しておきたい。両者は一事ではない。師古注に先だって師古本が普及することはありえないが、逆の現象がありうることは後述する敬播本を想起すれば諒解されよう。
- 2) 師古本成書以前の貞観5年（631）に成った『群書治要』に引かれた『漢書』は蔡謨本であった。これは初唐においてもなお蔡謨本が『漢書』の標準本とされた一証である。石濱純太郎「群書治要の史類」（『支那学論攷』全国書房，1943年）111～121頁参看。
- 3) 王重民『敦煌古籍叙録』（中華書局，1979年）78頁，洲脇武志「『後漢書』李賢注所引「前書音義」考」（『大東文化大学漢学会誌』第45号，2006年），同「『文選』李善注所引「漢書音義」考」（『六朝学術学会報』第8集，2007年），同「裴駰『史記集解』所引「漢書音義」考——司馬相如伝を中心に」（『大

東文化大学中国学論集』第25号、2007年）、同「『文選』李善注所引『漢書』顔師古注考」（『人文科学』〈大東文化大学〉第15号、2010年）。

- 4) 小論では師古の注解について「師古注」と「師古本注」と、必要におうじ使い分ける。師古本の注記は、しばしば旧注と師古の自説とが並記される。引載された旧注は師古がとくに選んで引いたわけだから師古の注釈の一部にちがいない。「師古注」の言い方は、これら旧注をも含めた謂いか否かが曖昧である。そこで旧注をも入れたばあいとはとくに「師古本注」と呼び、師古の自説のみの「師古注」と呼び分ける。
- 5) 吉川忠夫「顔師古の『漢書』注」（前掲）注（71）。程金造編著『史記索隠引書考実』下（中華書局、1998年）では135条が列挙されている（460～476頁）。
- 6) 当該伝の史漢の比較を、応三玉「『史記』三家注与『漢書』注的關係」（『《史記》三家注研究』鳳凰出版社、2008年）がおこなっている（276～283頁）。
- 7) 師古注引用時の称谓のばらつきがなぜ発生したか、原因は不明である。あるいは施注作業の長期化によるか。
- 8) 吉川忠夫「顔師古の『漢書』注」（前掲）365・368頁参看。
- 9) 『旧唐書』経籍志と『新唐書』藝文志とに著録された、唐代成書と推される『漢書』注釈書には師古注が引載してあった可能性があるけれど、索隠におけるそれらの引用の有無を調査してみれば、わずかに顧胤注の引用を確認するのみである。顧胤注は顧胤本からの直引にちがいない、他本を排して顧胤本をくだんの候補に挙げたゆえんである。敬播本については後述。なお、孔文祥（一作詳）『孔氏漢書音義抄』2巻の引用十餘例を確認できるものの、孔氏は伝未詳ながら各書目の配列の順次から、まずは唐以前の人に推され、考察の対象から除外される。
- 10) 4条は、『史記』巻7・10・27・129に見える。
- 11) 洲脇武志「『文選』李善注所引『漢書』顔師古注考」（前掲）7～10頁。なお、敬播の史官としての事蹟については、張莉「敬播史学成就探微」（『史学史研究』2008年第4期、2008年）の専論がある。
- 12) 4条は、巻7・28上・50・70に見える。なお吉川忠夫「顔師古の『漢書』注」（前掲）が索隠所引崔浩注を十五条列挙している（341～343頁）。
- 13) 師古「叙例」に「蔡謨全取臣瓚一部、散入漢書、自此以来、始有注本」とある。
- 14) 師古「叙例」に「属永嘉喪乱、金行播遷、此書（晋灼本。池田注）雖存、不至江左。是以爰自東晋迄于梁陳、南方学者皆弗之見」とある。
- 15) 索隠は20条近くの「鄭氏」注を引用しているものの「鄭德」注五条をも引く。後者は『史記』巻8（2条）・26・28・117にあり。「鄭德」注は江南系テキスト（おそらく蔡謨本）から引かれたと判ぜられる。蔡謨本は臣瓚本を吸収して成ったから、注者の姓名も臣瓚本のそれを襲っていたはずだ。gが「鄭德」ではなく「鄭氏」なのは、蔡謨本にもあったはずの同一注を引かずわざわざ他本から引用したことになる。おなじ張耳陳餘伝のeでは正文の引用なので蔡謨本によったのだろうが、このあたりの使い分けに司馬貞の見識を見るべきかもしれない。
- 16) 5例は、『史記』巻10・18（2例）・110・116に見える。
- 17) 師古は何によって姓名を復元したのか。吉川忠夫「裴駰の『史記集解』」（加賀博士退官記念論集刊行会『加賀博士退官記念中国文史哲学論集』講談社、1979年）注（10）は、師古が幸いに諸注釈書原典を見たか、あるいは華北のみで伝世した晋灼『漢書集注』に姓名の明記があったか、と推測している。わたしは明解をもたない。
- 18) 『隋書』経籍志（656年成）が著録する、正文を完備すると推される『漢書』テキストは「漢書一百十五卷漢護軍班固撰、太山太守応劭集解」のみである（史部正史類）。該条が蔡謨の集解とすべきを応劭のそれに誤っていること、つとに清の姚振宗『隋書経籍志考証』（『二十五史補編』所収）が説くとおりである。隋志は、さらに「劉孝標注漢書一百四十卷」「陸澄注漢書一百二卷」「梁元帝注漢書一百一十五卷」を著録する。これらはその巻数から夾注本と推量されるけれど、隋志は「並亡」と注記するから、初唐までに散佚したと考えねばならない。
- 19) 拙稿「西域出土の古鈔本からみた『漢書』顔師古本」（『アジア遊学』第140号、2011年）参看。そもそも師古も蔡謨本の正文を底本に校訂作業をしたと推量される。

- 20) 同種を例示すれば、『史記』卷10、孝文本紀の「祁侯賀」について、索隱は「漢書音義、祁音遲。賀姓繪。繪、古国、夏同姓也」と注する。しかし裴駟集解は徐広注を引くのみだから、この「漢書音義」も裴駟集解からの転引ではありえない。裴駟集解と『文選』李善注との「漢書音義」の引用源には蔡謨本説が有力である。洲脇武志「裴駟『史記集解』所引『漢書音義』考——司馬相如伝を中心に」（前掲）によれば、裴駟集解の「漢書音義」の出処は臣瓚本ないし蔡謨本という。ただ『史記』卷47、孔子世家で裴駟が一例だけとはいえ蔡謨注を引くのは、かれが蔡謨本を手にした証である。蔡謨本には臣瓚以前の諸注は網羅されているので、裴駟にとって蔡謨本のみで用は足る。臣瓚本を手にする必要はない。依拠テキストの取り合わせの如何が分明でないので、これだけでは心もとないが、南朝での『漢書』の標準本が蔡謨本だったことを勘案すれば、くだんの本は蔡謨本だった蓋然性がたかい。李善注の該注の出処についても洲脇武志「『文選』李善注所引『漢書音義』考」（前掲）の専論があって、蔡謨本系統と結論する。李善注が依拠した『漢書』テキストが蔡謨本であったことは複数の論考が指摘している。富永一登『文選李善注の研究』（研文出版、1999年）246～275頁、洲脇武志「『文選』李善注所引『漢書』顔師古注考」（前掲）など。なお、裴駟集解には364例（洲脇の算定）もの「漢書音義」引用がある。索隱の5例と大きく相違する。それは索隱が裴駟集解では「漢書音義」だった注者の姓氏を復元して引いているのも一因である。索隱が姓名を復元できた理由は瞭然としないが、顧胤本や敬播本あるいは晋灼本などにより、できるだけ復元をはかったとも考えられる。さきの索隱の5例は何らかの理由で復元できなかったということか。
- 21) 「顔」としか挙名しない32条がある。いま游秦注か師古注か分からないので算入しない。『史記正義』を検索するにあたっては、史記正義研究会「史記正義語彙索引」および小澤賢二「史記正義佚存訂補」（ともに同会編著『史記正義の研究』汲古書院、1994年）から多大の恩恵をうけた。正義佚文の所在は小澤の附した通番によって指示する。
- 22) 張守節もこの補綴巻を見たはずだが、かれは前漢の褚少孫の補綴と誤解していたようだ。太史公自序には「作今上本紀第十二」と武帝紀の配巻が明記されているから、いちおう司馬遷は孝武本紀を書き上げたのだろう。オリジナルは間もなく亡失したか不完全になったか理由は不明だが、とにかく褚少孫が補綴した。褚氏の補綴した孝武本紀は曹魏の張晏のころには伝世しそのち伝を絶った。余嘉錫「太史公書亡篇考」（『余嘉錫論学雑著』上冊、中華書局、1963年）31頁、内山直樹「褚少孫の『史記』補続」（『中国文化』第61号、2003年）16～17頁を参看。
- 23) 賀次君『括地志輯校』（中華書局、1980年）は、正義から当該佚文を輯録している（142頁）。校記は附されていない。
- 24) 正義は2例、秦始皇本紀と項羽本紀とで「漢書地理志」を挙名して引用している。この地理志はおそらく師古本である。徐建委「敦煌本《漢書》与晋唐之間の《漢書》伝本」（『中国典籍与文化論叢』第10輯、2008年）が、正義の蔡謨本利用を主張する（52頁）。蔡謨本利用の是非については後述するはずだが、少なくとも徐説の論拠は適切でない。『史記』卷7、項羽本紀に出名する地名「陳留」に、正義は「孟康云、留、鄭邑也。後為陳所并、故曰陳留。臣瓚又按、宋有留、彭城留是也。此留属陳、故曰陳留」と注する。『漢書』の項籍伝にこれら旧注が見えないことが徐説の論拠だが、じつは地理志上、陳留郡の陳留への師古本注がほぼ全同の孟康注と臣瓚注とを引いている。正義の上掲文は地理志からの転引と推される。後述するように正義所引の臣瓚注は、師古本+裴駟集解の所引の範囲を出ない。陳留への正義は、張守節の手にした地理志が師古本であった一証である。
- 25) mは、南化本書き入れなどが「古本標記不冠正義曰三字、疑非正義注文」というから、正義の注文ではないかもしれない。水沢利忠『史記会注考証校補』7（史記会注考証校補刊行会、1960年）巻99の12頁参看。mを引挙げたのは、これが晋灼注を含みかつ最も長く師古本注に照応している例だからにすぎない。ほかの例に差し替えても結論は同じで、mが正義でないとしてもわたしの論旨に影響はない。
- 26) 裴駟の名は、たとえば『史記』卷38、宋微子世家の正義佚文（383）に見える。
- 27) 『史記』卷2、夏本紀の「帝少康」へ正義は長文の注記を付けている。そのうちに「臣瓚云、斟尋在河南、蓋後遷北海也。汲冢古文云」云々のくだりがある。当該臣瓚注は『漢書』卷28上、地理志上の北海郡の平寿に附された師古本注からの転引と推されるが、師古本注では「臣瓚曰、斟尋在河南、不在此

也。汲郡古文云」云々とあって、正義の所引の傍線部が案出できず、一見して私見に不利のごとくである。じつは「蓋後遷北海也」は臣瓚の文章ではなく正義の挿入文と思われる。臣瓚注は、平寿についての如淳注「古斗尋，禹後，今斗城是也」への批判である。北海郡はいまの山東半島のつけ根だが、臣瓚の主張は斗尋が河南の地名であり北海郡のそれでないということで一貫しているから、臣瓚が「蓋後遷北海也」と書きつけたとすれば不審である。「蓋後遷北海也」は、師古注「応説止云斗尋本是禹後耳」云々にそった、正義の按文と考えてはじめて理解できる。

- 28) 正義佚文はおもに日本伝存の書き入れ(抄物)から蒐集されており、異文が少なくない。この佚文172も「書」字の有無や、「公」か「令」かの相違などある。異文といっても、ほとんどは微細な異同でとくに小論の論旨に影響はなく、煩雑を恐れていちいち言及しない。書き入れ間の異同については、水沢利忠『史記会注考証校補』1~8(史記会注考証校補刊行会, 1957~1961年)の正義の各校記を参看。
- 29) 王重民『敦煌古籍叙録』(前掲)78頁は正義の蔡謨本利用を説くが、何の論拠も示されておらず、わたしはしたがえない。
- 30) 清・銭大昕『十駕齋養新録』巻6「司馬貞」, 朱東潤「司馬貞《史記索隱》説例」(『史記考索(外二種)』華東師範大学出版社, 1996年。『史記考索』の原著初版1940年)141~142頁参看。
- 31) 井上進『中国出版文化史』(名古屋大学出版会, 2002年)98~101頁参看。
- 32) その師古本利用については、洲脇武志「『後漢書』李賢注所引「前書音義」考」(前掲)を、成書時期については、拙稿「范曄『後漢書』の伝来と『日本書紀』」(『日本漢文学研究』第3号, 2008年)注(12)を参看。薩守真『天地瑞祥志』20巻にも「師古曰」云々の引用がある。薩氏の啓によって麟徳3年(666)の成書と知られ、師古本利用の早い例にかぞえられるかもしれない。該書は天文に特化した類書で、中国では散佚し日本の尊経閣文庫に9巻を残すのみである。ただ啓の年紀には疑問があり、また成立地でさえ唐と新羅と二説が並行し成立の事情はなお不明でない。水口幹記「『天地瑞祥志』の成立と伝来に関する一考察」(『日本古代漢籍受容の史的研究』汲古書院, 2005年)に諸説の紹介がある(191~200頁)。

The Spread of the Yan Shigu Edition of *Hanshu* During the Tang Dynasty:

By Reading *Shiji Suoyin* and *Shiji Zhengyi*

Masahiro IKEDA

Contents

Introduction

1. *Shiji Suoyin* and Explanatory Notes by Yan Shigu

(1) By Reading Zhangerchenyu Zhuan

(2) By Reading Another Volumes

(3) *Shiji Suoyin* and Cai Mo Edition

2. *Shiji Zhengyi* and Explanatory Notes by Yan Shigu

(1) The Non-Reference to the Yan Shigu Edition

(2) The Reference to the Yan Shigu Edition

Conclusion

Keywords : *Hanshu*, Yan Shigu Edition, Cai Mo Edition, *Shiji Suoyin*, *Shiji Zhengyi*

